

2021年2月8日

お客様 各位

中央労働金庫

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた 窓口営業時間変更（昼休業の実施）のお知らせ

平素は〈中央ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、当金庫営業エリア内の都県に対する「緊急事態宣言」の発出を受け、職員の交代勤務を実施することといたしました。

つきましては、下記のとおり窓口の営業時間を変更し、昼休業を実施しておりますので、何卒ご理解・ご協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

今後も、お客様と職員の健康・安全を最優先として新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでまいります。

記

1. 実施店舗

茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県内の全営業店・出張所・ローンセンターおよびコンサルティングプラザ横浜

※ 栃木県内店舗における昼休業については、2月7日（日）をもって「緊急事態宣言」が解除されたことから、2月8日（月）より営業を再開しております。

2. 実施期間

対象エリア	開始日	終了日
埼玉・千葉・東京・神奈川	2021年1月13日（水）	「緊急事態宣言」の解除日
茨城	2021年1月20日（水）	

3. 窓口休業時間

11：30～12：30

4. その他

- ・店舗に併設しているATMについては通常どおり稼働しております。
- ・緊急を要する場合は、恐れ入りますがATM横にあるオートホン等にてご連絡ください。

以上